

地域商業活性化支援事業費補助金 Q & A

	質 問	回 答
1	対象となる事業者は	小売店、飲食店及びサービス業等を営む事業者が近接して集積している地域において、地域商業の持続的発展につながる取組を実施できる組織等。ただし、一時的な事業者の集積は該当しない（例：フリーマーケット等）。
2	任意団体やまちづくり会社が事業実施主体でも補助対象となるか	地域商業の持続的発展を目的とした事業を実施する場合は、補助対象となりうる。個別に相談いただきたい。
3	補助金はこれまで何度も実施しているイベント等も対象となるか	対象とならない。原則継続事業は対象外とするが、継続事業であっても新規要素がある事業であれば補助対象となり得る。
4	謝金単価に決まりはあるか	決まりはないが、謝金の単価は、各事業者の内規等により、その単価の根拠が明確であり、その金額が市場価格と比べ、妥当な範囲で設定すること。
5	補助金はイニシャルコストだけでなく、ランニングコストも対象となるか	家賃、人件費等のランニングコストは対象外。
6	各種契約料等の初期費用は対象となるか	対象とする（プロバイダ契約料（加入料）、賃借の敷金・保証金等。ただし、土地の取得・使用・造成・保証に要する経費は対象外）。
7	商品券やクーポン券作成は補助対象となるか	商品券やクーポン券の印刷代は補助対象となり得るが、当該券面額の補填額は補助対象とはならない。

地域商業活性化支援事業費補助金 Q & A

	質 問	回 答
8	景品・販売促進費とは具体的に何か	地域への誘客等につなげることを目的に広く配布するための地域産品購入費。 ※地域産品とは、地域の農水産物、名産品及び陶芸品等をいう。
9	消費税は補助対象経費に含まれるか	事業者が免税事業者であれば補助対象とする。免税（課税）事業者届出書の提出をもって判断する。
10	既に着手している事業は対象となるか	対象とならない。交付決定後事業を開始するものに限る。
11	プランの期間は何か年で策定すればよいのか	事業者の目指すビジョン等に合わせて、2か年度又は3か年度にわたる期間とする。
12	プランの始期が年度の途中であった場合、プランの期間中、年度で言うと4か年活用できるのか	できない。補助金申請は年度で3か年までとする。
13	国の補助事業を活用した場合、県の補助金は活用できないのか	活用できる。国庫補助金額を差し引いた補助残額を本事業の対象経費とすることができる。
14	実施要領第7条の推進プランの状況報告とはどのような内容を報告すればいいのか	推進プランを承認している市町村あて、別紙1、2を年度終了後2ヶ月以内に提出するよう別途依頼する。

地域商業活性化支援事業費補助金 Q & A

	質 問	回 答
15	実施要領様式第5号、交付要綱第2号様式事業計画書の「事業の効果」とは何を書くのか	事業実施後の商店街内の集客や売上等に関する目標値を設定し、記入する。目標値は、事業実施による効果を図れるもので、実績報告までに測定できるものとする。こと。
16	実施要領様式第4号の添付書類とは（採択要望時の添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街位置図 ・ 事業実施主体の定款・規約等、役員・構成員名簿（地域商業活性化団体かどうか等を確認するため） ・ 事業実施位置図 ・ 市町村予算の措置状況が確認できるもの ・ 免税事業者届出書又は課税事業者届出書 ・ 推進プラン様式第2号の1コピーに、今回要望事業部分にしるしをつけたもの
17	交付要綱第3条第1項（4）その他知事が必要と認める書類とは（交付申請時の添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施位置図 ・ 支出予算に計上した金額の根拠となるもの（参考見積、支出金額の規定等） ・ その他事業内容のわかる添付書類 ・ （ハード事業の場合）工事図面、設計書等 ・ 市町村の補助金交付要綱の写し
18	交付要綱第9条第1項（7）その他知事が必要と認める書類とは（実績報告時の添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相見積（原則10万円以上の支出の場合） ・ 事業の効果の根拠資料（アンケート集計結果等） ・ 市町村から事業実施主体への支払が確認できるもの（支出命令書等） ・ （市町村から事業実施主体への支払が概算払の場合）市町村補助金の額の確定通知書 ・ （ハード事業の場合）工事写真、工事前後写真、検査調書またはそれに準ずるもの、財産管理台帳 ・ （ソフト事業の場合）事業実施中の写真、検査調書